

男女共同参画及びユニバーサルデザインに関する県民意識調査

調査への御協力をお願い

日ごろから、県行政の推進につきまして、御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

静岡県では、年齢・性別・身体能力の別なく誰もが個性を活かし、能力を発揮できる社会の実現に向けて、男女共同参画やユニバーサルデザインの施策を推進しています。

このたび、今後の施策推進の基礎資料とするため、県民の皆様の男女共同参画及びユニバーサルデザインに関する意識について調査を行うことといたしました。

この調査は、県内にお住まいの満 20 歳以上の男女から無作為に抽出した 2,000 人の方を対象にお願いするもので、株式会社 e - エントリーに委託して行います。調査で得られた結果は、すべて統計的に処理し、調査の目的以外の使用はいたしませんので、皆様に御迷惑がかかることは一切ございません。

なお、調査結果は、今年 12 月以降に発行を予定しております「男女共同参画白書」の中に盛り込み、県民の皆様に公表してまいります。

御多用のところ、誠に恐縮ですが、このアンケートの趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

平成 29 年 6 月

静岡県暮らし・環境部
県民生活局男女共同参画課
県民生活局県民生活課

記入上の注意

- ・御面倒ですが、御記入は必ず封筒のあて名の御本人にお願いいたします。
- ・回答はすべて無記名です。
- ・自分の考えや、それに近いもののあてはまる番号に○をつけてください。
- ・その他を選んだときは（ ）内に具体的内容を記入してください。
- ・記入は黒の鉛筆またはボールペンでお願いします。
- ・調査票は返信用封筒に入れ、**6月23日（金）**までに御投函ください。（切手不要）

〈この調査についてのお問い合わせ先〉

静岡県暮らし・環境部 県民生活局
男女共同参画課
TEL 054-221-3122

調査実施機関
株式会社 e - エントリー
TEL 054-263-5690

いただいた回答を統計的に分析するため、あなたのことについておたずねします。

F1 あなたがお住まいの市町名を下の枠に記入してください。

--

F2 あなたの性別は。

1. 男性	2. 女性
-------	-------

F3 あなたの年齢はおいくつですか。(満年齢でお答えください)

1. 20歳～29歳	2. 30歳～39歳	3. 40歳～49歳
4. 50歳～59歳	5. 60歳～69歳	6. 70歳以上

F4 あなたは現在結婚されていますか。

1. 結婚している(事実婚を含む)	2. 結婚していない
3. 結婚していたが、離婚・死別した	

F5 あなたにはお子さんがいらっしゃいますか。(別居を含む)(1つに○)

1. 子どもがいる	2. 子どもはいない
-----------	------------

F6 あなたのお仕事はどれにあたりますか。(1つに○)

1. 勤め人(パートタイム等も含む)	2. 自営業(農林漁業、商工業等)
3. 専業主婦(主夫も含む)	4. 無職
5. 学生	6. その他()

I 男女共同参画関係

< 1 社会における制度・慣行について >

問1 本県において、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保されていると思いますか。(1つに○)

1. 思う	2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない	4. 思わない
5. わからない	

問2 あなたは、社会全体で見た場合、男女は平等になっていると思いますか。(1つに○)

1. 男性が非常に優遇されている
2. どちらかといえば男性が優遇されている
3. 平等
4. どちらかといえば女性が優遇されている
5. 女性が非常に優遇されている
6. わからない

問3 あなたは、次の分野で男女が平等であると思いますか。(それぞれ1つに○)

	男性が非常に優遇	どちらかといえば男性が優遇	平等	どちらかといえば女性が優遇	女性が非常に優遇	わからない
①家庭生活上で	1	2	3	4	5	6
②職場で	1	2	3	4	5	6
③学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
④地域で (自治会・自主防災会・NPOなど)	1	2	3	4	5	6
⑤政治の場で	1	2	3	4	5	6
⑥社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6

問3-2 問3で「1. 男性が非常に優遇されている」または「2. どちらかといえば男性が優遇されている」とお答えの方に伺います。

男性が優遇されている原因は何だと思えますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 社会通念や慣習やしきたりなどの中には、男性優位にはたらいっているものが多いから
2. 日本の社会は仕事優先、企業中心の考え方が強く、それを支えているのは男性だという意識が強いから
3. 男女平等を進めていこうという男性の意識がうすいから
4. 男女平等を進めていこうという女性の意識がうすいから
5. 男女の差別を人権問題としてとらえる意識がうすいから
6. 女性の能力を発揮できる環境や機会が十分ではないから
7. 能力を発揮している女性を適正に評価する仕組みが十分ではないから
8. 専業主婦に有利な税制や年金制度が男女の役割分担を助長しているから
9. 育児、介護などを男女が共に担うための体制やサービスが充実していないから
10. 女性の意欲や能力が男性に比べて劣っていると考える人がいるから
11. その他 ()
12. わからない

問4 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような男女の役割を固定的に考えることについて、どのように思えますか。(1つに○)

1. 反対
2. どちらかといえば反対
3. どちらかといえば賛成
4. 賛成
5. わからない

問4-2 仕事、家事、育児、介護について男女がどのようにかかわるべきであると思えますか。(1つに○)

1. 男性が外で働き、女性が家事・育児・介護を行う。
2. 男女ともに職業を持ち、家事・育児・介護は女性が主に行う。
3. 男女ともに職業を持ち、家事・育児・介護は男女で分担する。
4. 男女ともに職業を持ち、家事・育児・介護は男性が主に行う。
5. 女性が外で働き、男性が家事・育児・介護を行う。
6. その他 ()

<2 男女共同参画に関する教育・学習について>

問5 あなたは、人権の尊重、男女平等を推進する教育を主にどこで行うべきだと考えますか。
(1つに○)

1. 家族による家庭教育の場において行う
2. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの学校教育の場において行う
3. 職場などの社内教育の場において行う
4. 公民館や地域活動などの社会教育の場において行う
5. その他 ()
6. わからない

<3 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメントについて>

問6 過去1年間に、「夫や妻・恋人など親しい間柄にある男女間の暴力」(ドメスティック・バイオレンス)について、経験したり見聞きしたことがありますか。(あてはまるもの全てに○)
※暴力には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力や経済的暴力などがあります。

1. 暴力を受けたことがある
2. 身近に暴力を受けた人がいる
3. 暴力を受けた人から相談されたことがある
4. 身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある
5. テレビや新聞などで、問題になっていることを知っている
6. 経験したり見聞きしたことはない
7. その他 ()

問7 「夫や妻・恋人など親しい間柄にある男女間の暴力」(ドメスティック・バイオレンス)をなくすためには、どうしたらよいとお考えになりますか。あなたが、重要であるとお考えのものをお選びください。(3つまでに○)

1. 法律・制度の制定や見直しを行う
2. 犯罪の取り締まりを強化する
3. 捜査や裁判での担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が届けやすい環境をつくる
4. 被害者を支援し、暴力に反対する市民運動を盛り上げる
5. 被害者のための相談機関や保護施設を整備する
6. 家庭における男女平等についての教育を充実させる
7. 学校における男女平等についての教育を充実させる
8. メディアが自主的取組を強化し、暴力を無批判に取り扱わないようにする
9. 過激な暴力表現を扱ったビデオソフト、ゲームソフト等の販売や貸出を制限する
10. その他 ()
11. わからない

問 10 子どもを育てやすい環境づくりをするには、行政としてどのような取組が必要だと思いますか。
(3つまでに○)

1. 扶養手当、児童手当などの拡充
2. 保育料・教育費など経済的負担の軽減
3. 延長保育、乳児保育、病後児保育など多様な保育の充実
4. 職場内の保育施設の充実
5. 親の急病などの際の臨時的な保育サービスの普及
6. 地域交流の充実（高齢者や異年齢児との交流）
7. 親同士の交流や仲間づくりの場や機会の提供
8. 出産休暇や育児休業制度の普及
9. 子育て後の再就職等の支援
10. 育児相談の実施や育児講座の開催
11. 経済的基盤が脆弱な家庭の支援
12. 安全・安心な地域づくり
13. その他（)
14. わからない

問 11 男性が家事・育児を行うことについて、どのようなイメージをお持ちですか。
(あてはまるもの全てに○)

1. 子どもにいい影響を与える
2. 男性も家事・育児を行うことは、当然である
3. 家事・育児を行う男性は、時間の使い方が効率的で、仕事もできる
4. 男性自身も充実感が得られる
5. 仕事と両立させることは、現実として難しい
6. 家事・育児は女性の方が向いている
7. 妻が家事・育児をしていないと誤解される
8. 男性は、家事・育児を行うべきではない
9. 周囲から冷たい目で見られる
10. その他（)
11. 特にない
12. わからない

問 12 育児や介護を行うために、育児休業や介護休業を取得できる制度があります。
この制度を活用して男性が育児休業や介護休業を取ることにについて、あなたはどのように考えますか。
(それぞれ1つに○)

	積極的に取ったほうがよい	どちらかといえば取ったほうがよい	どちらかといえば取らないほうがよい	取らないほうがよい	わからない
①育児休業	1	2	3	4	5
②介護休業	1	2	3	4	5

<5 意思決定の過程への女性の参画について>

問 13 あなたは、次のような分野で女性の意見がどの程度反映されていると思いますか。
(それぞれ1つに○)

	十分反映されている	ある程度反映されている	あまり反映されていない	ほとんど反映されていない	わからない
①国会、県議会、市町村議会などの政治	1	2	3	4	5
②国、県、市町村などの行政	1	2	3	4	5
③企業などの職場	1	2	3	4	5
④PTAや町内会などの地域	1	2	3	4	5

問 14 あなたは、意思決定の場に女性が参画することについて、どのように考えますか。
(1つに○)

1. 男性を上回るほど増えるほうがよい 2. 男女半々になるくらいまで増えるほうがよい 3. 男女半々まではいかなくても、今より増えるほうがよい 4. 今のままでよい 5. その他 () 6. わからない
--

問 15 現状では、意思決定を行う管理的部門や指導的地位への女性登用が未だ少ない状況にあります。あなたは、その理由としてどのようなものがあると考えますか。(3つまでに○)

1. 女性自身が管理的部門等につくことに消極的だから
2. 女性は継続して勤務することが困難であるから
3. 社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから
4. 家族の理解や協力が得られにくいから
5. 主として補助的業務が与えられ、女性の能力を高める機会が少ないから
6. 登用する側に男性優先の意識や、女性管理職に対する不安感があるから
7. その他 ()
8. わからない

<6 男女が共に能力を発揮できる就業環境について>

問 16 一般的に女性が職業を持つことについて、どう考えますか。(1つに○)

1. 女性は職業を持たないほうがよい
2. 結婚するまでは職業を持つほうがよい
3. 子どもができるまでは職業を持つほうがよい
4. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい
5. ずっと職業を続けるほうがよい
6. その他 ()
7. わからない

問 16-2 女性が職業を持つことについて、あなたの現実に当てはまるもの(当てはまると予想されるもの)はどれですか。(1つに○)

※男性の方は、配偶者の働き方など、御家庭での状況で現実に当てはまるもの(当てはまると予想されるもの)をお答えください。

1. 職業を持たない
2. 結婚するまでは職業を持つ
3. 子どもができるまでは職業を持つ
4. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ
5. ずっと職業を続ける
6. その他 ()
7. わからない

問 16-3 問 16-2 で「2」「3」「4」又は「5」と答えた方に伺います。

継続して女性が働く上での障害は何だと思えますか。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| 1. 結婚・出産退職等の慣行 | 2. 賃金の男女格差 |
| 3. 昇進、昇格における男女の格差 | 4. 仕事内容における男女の格差 |
| 5. 長時間労働や残業 | 6. 雇用形態にパートタイムや臨時雇いが多いこと |
| 7. 育児休業・介護休業が取得しにくい環境にあること | 8. 育児休業・介護休業の制度が整っていないこと |
| 9. 育児施設・介護施設の不足 | 10. 職場における人間関係 |
| 11. 家族に反対されたり、協力が得られないこと | 12. 女性自身の知識や技術の不足 |
| 13. 女性自身の就業意欲が低いこと | 14. その他 () |
| 15. 特になし | 16. わからない |

問 17 女性の社会参画を進めるため、行政としてどのような取組が必要だと思えますか。

(あてはまるもの全てに○)

【女性の社会参画の例】

- ・ 政策や方針を決定する分野への参画
- ・ 起業家、技術者等、従来女性が少なかった分野への参画
- ・ 子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の仕事復帰 など

- | |
|-------------------------|
| 1. カウンセラー等による相談の充実 |
| 2. 起業や就職、社会貢献等の情報の提供 |
| 3. 各種講座・教室等の学習機会の提供 |
| 4. 企業等への女性参画についての意識啓発 |
| 5. 講演会や交流会等の情報交換する場の提供 |
| 6. 参考となる事例の紹介 |
| 7. 育児・介護の支援 |
| 8. 経済的基盤が脆弱な家庭の支援 |
| 9. 男女共同参画センター等公共施設の機能強化 |
| 10. その他 () |

問 20 地域活動において、女性が自治会の長などの役職につくことが少ないのが現状です。この主な理由は何だと思えますか。(3つまでに○)

1. 女性自身が長などの役職につくのに消極的だから
2. 家族の理解や協力が得られないから
3. 社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから
4. 女性は身体的能力が男性より劣っているから
5. 活動時間帯が女性に合っていないから
6. 女性は指導的な資質に欠けるから
7. 世間一般から快く思われないから
8. その他 ()
9. わからない

< 8 実践的な取組の推進について >

問 21 「静岡県男女共同参画センターあざれあ」を利用したことがありますか。(1つに○)

1. 利用したことがある
2. 知っているが、利用したことはない
3. 知らない

静岡県男女共同参画センター「あざれあ」

静岡県の男女共同参画推進の拠点として、セミナーの開催や、相談、啓発資料の発行等を行っています。また、男女共同参画関連の書籍等を備えた図書室、ホールや会議室等を利用することができます。(JR静岡駅北口から徒歩約9分)

問 21-2 「静岡県男女共同参画センターあざれあ」について、あなたは、この施設にどのような役割を期待していますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 男女共同参画に関する学習会の開催 (セミナー、講演会、シンポジウム等)
2. 社会で働く上で役立つ講座の開催 (起業、再就職、資格取得等)
3. 女性を対象とした相談 (電話、面接)
4. 男性を対象とした相談 (電話、面接)
5. 広報誌や情報誌による男女共同参画の推進に関する情報提供
6. インターネット (ホームページ) による男女共同参画の推進に関する情報提供
7. 男女共同参画に関する図書や資料の提供
8. 「あざれあ」で開催するセミナー受講者や相談者等が交流できる場や機会の提供
9. 様々な団体やNPOが交流できる場や機会の提供
10. 男女共同参画に関する地域の実態調査等の研究
11. 誰もが利用できるホールや会議室の提供
12. その他 ()
13. 特にない

<9 その他（男女共同参画関係）>

問 22 あなたは次のことがらを知っていますか。（それぞれ1つに○）

	知っている	聞いたことがある	知らない
①男女共同参画社会	1	2	3
②ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）	1	2	3
③ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	1	2	3
④ワーク・ライフ・バランス	1	2	3
⑤女性活躍推進法	1	2	3

【用語解説】

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、その機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う社会。

ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）ではなく、社会通念や慣習の中にある、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような男性、女性の別のこと。社会的・文化的性別は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

政治、職場、地域などで生じている男女間の格差（例；管理職の大半が男性）を解消するために行う積極的な取組のこと。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、働く人が、仕事と、子育てや介護、自己啓発、地域活動などといった仕事以外の生活とを自分が望むバランスで実現できることを意味している。

女性活躍推進法

職業生活における女性の活躍を推進するための法律（平成 27 年 8 月成立）。国・地方公共団体や民間企業等に数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が義務（働者が 300 人以下の民間企業にあっては努力義務）づけられた。

問 23 国・地方公共団体や民間企業等に数値目標等の策定・公表を義務づけた女性活躍推進法により、今後、女性の活躍が促進すると思いますか。

1. 大いに促進する	2. 促進する
3. どちらかといえば促進する	4. 促進しない
5. わからない	

問 24 男女共同参画社会の実現に向けて、重要だと思われる取組は何でしょうか。(3つまでに○)

1. 男女共同参画の視点に立った社会における制度・慣行の見直しや意識改革
2. 男女の人権尊重や男女平等の推進に関する教育・学習の充実
3. 政策や方針決定過程への女性の参画の拡大
4. 子育て・介護など男女が共に家族の一員として役割を果たすための環境づくり
5. ワーク・ライフ・バランスの推進など、男女が共に能力を発揮できる就業環境づくり
6. 国際社会や地域社会の一員としての活動への参画支援
7. ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の根絶
8. 生涯を通じた男女の健康支援
9. 経済的基盤が脆弱な家庭の支援
10. 若者、高齢者、障害のある人、外国人等の自立支援
11. 男女共同参画センター等公共施設の機能強化
12. その他 ()
13. 特にない
14. わからない

問 25 同参画を推進していくために、県や市町など行政に望むことがありましたら、御自由にお書きください。

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

【用語解説】

ユニバーサルデザイン

私たちの生活は、高齢者、障害のある方、怪我をしている方、妊婦さん、外国人、女性、男性など、体格、身体能力、性別など、様々な異なる人々が、様々な場面で活動し、互いに助け合うことで成り立っています。様々な人々が、みんな公平に、快適で安心して利用できる建物、製品、サービス、さらには、社会の仕組みを、はじめから考えて作っていかうという考え方を、ユニバーサル（普遍的な）デザイン（設計、企画）という意味で、「ユニバーサルデザイン」と呼びます。

ユニバーサルデザイン事例

建物や設備のユニバーサルデザイン

段差がないフラットな床、レバー式のドアノブや蛇口、階段や廊下の手すり、洗浄器付便座

道路のユニバーサルデザイン

車いすやベビーカーでも安心してすれ違える広い歩道、点字誘導ブロック、音で青信号を知らせる歩行者用の信号機、LED（エルイーディー）で見やすい信号機

交通機関のユニバーサルデザイン

鉄道駅のエレベーターやエスカレーター、ICカードで通れる改札口、乗降口に段差のないノンステップバス

製品のユニバーサルデザイン

シャンプー容器側面にあるギザギザの印、牛乳パックの切欠き、字幕が表示されるテレビ、ボタンが大きく使いやすいリモコンや携帯電話

情報のユニバーサルデザイン

大きな文字や図記号を使った案内表示、文字が大きく読みやすい雑誌や新聞、文字の大きさや色を変更できるホームページ

サービスのユニバーサルデザイン

窓口への筆談ボードの設置、高齢者や障害のある方への安全で心のこもった応接

心のユニバーサルデザイン

車いす利用者用駐車場の利用マナーを守る、点字ブロックの上に自転車を止めない・モノを置かないなど、相手の立場に立って考え、行動すること

社会の仕組み

男性、女性、外国人、障害のある人なども同じように力を発揮できる就労環境、高齢でも社会で活躍を続けられる仕組み

これでアンケートは終了です。御協力いただきありがとうございました。

誠に恐縮ですが、6月23日（金）までに、返信用封筒に入れて投函くださるようお願いいたします。（切手は不要です。）